

茨城県復興推進計画（茨城県公営住宅復興特区）

作成主体の名称：

茨城県、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、利根町

1 復興推進計画の区域

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町及び利根町の全域

2 復興推進計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本県では、死者・行方不明者25名、負傷者709名の人的被害や21万棟を越す住宅被害、上・下水道、道路、港湾など多くの施設の大規模損壊など、想像を絶する被害が発生し、住民の生活に極めて大きな影響を与えた。

現在も約600世帯が応急仮設住宅に入居^{*}しており、供与期間終了後の住居確保を初めとした、計画区域内において東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者等（以下「被災者等」という。）への住宅対策が必要である。

このため、本計画では公営住宅等の活用を通して、地域の早期復興を図るため生活の基盤である居住の安定を確保する。

※ 平成25年8月現在、茨城県民向けのみ集計

3 復興推進計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

被災者等に対して、罹災者公営住宅を建設するとともに、既存の公営住宅等のストックを活用し、住宅の供給を促進する。

4 復興推進計画の区域において目標を達成するために実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

○ 罹災者公営住宅等供給事業

①復興推進事業の内容

被災者等に対して住居を提供するため、下表の通り、各実施主体において公営住宅を建設し、被災者等へ賃貸する。

実施主体	整備計画戸数
茨城県	88戸
高萩市	26戸
北茨城市	144戸
鹿嶋市	16戸
計	274戸

※平成26年3月現在の計画戸数であり、今後状況により変更される。

また、③に掲げる実施主体の既存の公営住宅等についても、被災者等に対して賃貸する。

②事業期間

平成28年3月31日まで。

③実施主体

本計画の作成主体となっている全地方公共団体。

④ 特別の措置の内容

被災者等が、復興推進計画の区域内において、③に掲げる実施主体により賃貸される公営住宅等に入居しようとする場合には、②の事業期間が満了するまでの間、公営住宅法に定める入居者資格要件のうち住宅困窮者要件を満たせば、公営住宅法第23条各号（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を満たすものとする。

また、当該事業区域内に存する被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不適当となったものの譲渡をする場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年数の「1／4」から「1／6」に短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とする。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

公営住宅等の入居者資格要件のうち、住宅困窮者要件を満たせば、公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすものとすることにより、仮設住宅等からの円滑な移行が進み、居住の安定の確保につながるものと期待される。

また、譲渡制限期間を短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用に充てることを可能とすることにより、生活再建の促進や地域における多様な需要に応じた事業を実施することによる生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することが期待される。

6 その他

東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づく意見聴取については、本計画が、県と関係全市町村の共同作成のため不要（平成25年9月9日申請時）。

本計画の変更に際し、法第4条第3項及び法第6条第2項の規定に基づき、本計画の実施主体である茨城県及び39市町村の意見を聴取したが、特に意見はなかった（平成26年5月28日申請時）。